

# 単体情報

## バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

### <自己資本の構成に関する開示事項（バーゼルⅢ国内基準）>

単体自己資本比率（附則別紙様式第3号及び別紙様式第11号）

（単位：百万円、％）

項 目	2019年 3月31日	経過措置に よる不算入額	2018年 3月31日	経過措置に よる不算入額
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	30,264		29,484	
うち、資本金及び資本剰余金の額	13,759		13,759	
うち、利益剰余金の額	17,022		16,241	
うち、自己株式の額(△)	365		364	
うち、社外流出予定額(△)	152		152	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	202		161	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	852		895	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	852		895	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	657		923	
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	31,977		31,465	
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	38		32	8
うち、のれんに係るものの額	—		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	38		32	8
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		—	—
適格引当金不足額	—		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	—
前払年金費用の額	322		229	57
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—		—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	361		261	
自 己 資 本 の 額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	31,616		31,203	
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	412,394		394,065	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	361		△1,406	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—		8	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		57	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		△1,952	
うち、上記以外に該当するものの額	361		480	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,850		18,196	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	430,245		412,262	
自 己 資 本 本 比 率				
自 己 資 本 比 率 ((ハ) / (ニ))	7.34		7.56	

# 連結情報

## バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

### <自己資本の構成に関する開示事項（バーゼルⅢ国内基準）>

連結自己資本比率（附則別紙様式第4号及び別紙様式第12号）

（単位：百万円、％）

項 目	2019年 3月31日	経過措置に よる不算入額	2018年 3月31日	経過措置に よる不算入額
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	31,774		30,898	
うち、資本金及び資本剰余金の額	13,779		13,779	
うち、利益剰余金の額	18,514		17,637	
うち、自己株式の額(△)	365		364	
うち、社外流出予定額の(△)	154		154	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△78		14	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	△78		14	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	202		161	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	900		944	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	900		944	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	657		923	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,131		1,295	
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	34,589		34,238	
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	42		37	9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	42		37	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		—	—
適格引当金不足額	—		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	—
退職給付に係る資産の額	274		264	66
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—		—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	317		301	
自 己 資 本				
自 己 資 本 の 額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	34,271		33,936	
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	423,897		404,526	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	361		△1,396	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—		9	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、退職給付に係る資産	—		66	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		△1,952	
うち、上記以外に該当するものの額	361		480	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	18,812		19,159	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 の 額 の 合 計 額 (ニ)	442,709		423,686	
連 結 自 己 資 本 比 率				
連 結 自 己 資 本 比 率 ((ハ) / (ニ))	7.74		8.00	

## バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項 <定性的な開示事項>

### 1. 連結の範囲に関する事項（第12条第3項第1号）

イ 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因  
相違点はありません。

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は5社です。

名 称	主要な業務の内容
筑 銀 ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス 株 式 会 社	事 務 受 託 業
株 式 会 社 ち く ぎ ん 地 域 経 済 研 究 所	経 済 調 査 等
ち く ぎ ん リ ー ス 株 式 会 社	リ ー ス 業
筑 邦 信 用 保 証 株 式 会 社	保 証 業
株 式 会 社 ち く ぎ ん テ ク ノ シ ス テ ム ズ	コ ン ピ ュ ー タ 関 連 業

ハ 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当ありません。

ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当ありません。

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社5社全てにおいて、債務超過会社はなく、連結グループ内において自己資本にかかる支援等は行っておりません。

### 2. 自己資本調達手段の概要（第10条第3項第1号、第12条第3項第2号）

当行における自己資本調達手段は、以下のとおりです。

自己資本調達手段  
(2018年3月末)

自己資本調達手段	概 要
普通株式（6百万株）	完全議決権株式 ・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：単体 13,395百万円 連結 13,415百万円

非累積的永久優先株式、期限付優先株式、期限付劣後債務等の発行による資本調達はありません。

なお、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。これにより発行済株式総数は56,241,180株減少し、6,249,020株となっております。

(2019年3月末)

自己資本調達手段	概 要
普通株式（6百万株）	完全議決権株式 ・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：単体 13,394百万円 連結 13,414百万円

非累積的永久優先株式、期限付優先株式、期限付劣後債務等の発行による資本調達はありません。

### 3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第10条第3項第2号、第12条第3項第3号）

当行では自己資本の充実度に関する評価基準として、次の指標等を採用しております。

(2018年3月末)

・自己資本比率

銀行の財務の健全性を表す重要な指標の一つである自己資本比率は、単体では7.56%（2017年3月末比△0.26%）、連結では8.00%（同△0.33%）となり、国内基準の4%を上回っております。

(2019年3月末)

・自己資本比率

銀行の財務の健全性を表す重要な指標の一つである自己資本比率は、単体では7.34%（2018年3月末比△0.22%）、連結では7.74%（同△0.26%）となり、国内基準の4%を上回っております。

### 4. 信用リスクに関する事項（第10条第3項第3号、第12条第3項第4号）

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(信用リスクとは)

お取引先の倒産や経営悪化等を原因として、貸出金の元本や利息の回収が困難となり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

(信用リスク管理の基本方針)

当行では、「信用リスク管理規程」を制定しリスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築を目指しております。また、「信用格付」・「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでおります。

(貸倒引当金の計上基準)

予め定めている償却・引当基準に則り、以下のとおりに計上しております。

- ① 破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及び法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、実質的に経営破綻の状態に陥っている先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。

- ② 現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額（過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率に基づく額）を貸倒引当金として計上しております。
- ③ ①・②以外の債権については、債務者区分毎に、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率に基づき、貸倒引当金を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社においても、銀行単体と同様の方針、手続きに基づいて引当を行っております。

#### ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも、複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、以下の3社を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

なお、エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

### 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第10条第3項第4号、第12条第3項第5号）

（信用リスク削減手法とは）

当行では、自己資本比率の算出において、金融庁告示第19号第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「簡便手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金との相殺、クレジット・デリバティブが該当します。

（方針および手続き）

エクスポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保については、自行預金、日本国政府または我が国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については我が国の地方公共団体の保証および適格保証人等の要件を充たすものが主体となっております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としております。

（信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中）

同一業種へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

「簡便手法」とは、取引相手のリスク・ウェイトを担保されている部分について担保資産のリスク・ウェイト等に置き換える手法をいいます。

### 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第10条第3項第5号、第12条第3項第6号）

当行の派生商品取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。

派生商品取引については、資金証券部で日々のポジション管理を行い、必要に応じて担当役員等へ報告しております。

なお、当行では派生商品取引にかかる保全や引当の算定は行っておりません。

また、長期決済期間取引は、該当ありません。

連結子会社の派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要については、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

### 7. 証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第3項第6号、第12条第3項第7号）

#### イ リスク管理方針及びリスク特性の概要

（取引の内容）

当行は、有価証券投資の一環として証券化取引に関与しておりますが、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターおよびサービサー等としての関与はありません。

連結子会社は、証券化取引を行っておりません。

（リスク管理方針）

当行は、当該証券投資に当たって証券化商品の仕組みを適切に評価し、当該証券化エクスポージャーの信用リスクおよび価格変動リスク等を把握するとともに、適格格付機関より付与された格付を基に限度を設定のうえ投資を行っております。

（リスク特性）

当行が保有する証券化商品は、基となる原資産のポートフォリオとは異なるリスク・リターン構造を有しているほか、信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等を有しています。証券化商品は市場環境の変化等により、一般的な債券等に比べて大幅な価格変動リスクに晒されることがあります。

#### ロ 自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）（旧自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで（自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。））に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

（体制の整備）

当行における証券化取引に関する体制については、証券化商品のエクスポージャーやその裏付資産についての包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために、当該キャッシュ・フローの把握等により時価の把握に努めるとともに、格付の動向を定期的に把握し、信用リスク等の動向を管理する体制を整備しています。

（運用状況の概要）

当該証券投資の運用については、有価証券投資の一環として行っております。運用商品の状況については、毎営業日ごとに時価把握を行うとともに、格付の見直しや時価の大きな下落等があった場合には運用方針等の見直しを行うなど適切なリスク管理を行っております。

#### ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当事項はありません。

#### ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出には「標準的手法準拠方式」を使用しております。

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

該当事項はありません。

ヘ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーの保有状況

該当事項はありません。

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当事項はありません。

チ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する会計処理は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）等に基づいております。

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定については、以下の5社を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・S&Pグローバル・レーティング
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

ヌ 内部評価方式を用いている場合のその概要

該当事項はありません。

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合のその内容

該当事項はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項（第10条第3項第7号、第12条第3項第8号）

当行および連結子会社では、自己資本比率の算出において、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、該当ありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項（第10条第3項第8号、第12条第3項第9号）

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク（災害リスク）、風評リスク、法務リスク、その他のオペレーショナル・リスク等の幅広いリスクと考え、各リスク管理の規程・マニュアル等を定め、リスクの適切な把握、管理を行うとともに管理手法・管理態勢の整備強化に取り組んでおります。

○事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失が発生したり、また、お客さまとのトラブル等に起因して信用低下等が生じるリスクをいいます。

当行では、「事務リスク管理規程」等を定め、事務全般に関するリスクを適正・的確に把握することにより適切なリスク管理を実施し、事務の正確性を堅持する態勢を構築しております。

○システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステム不備やシステムの不正使用により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「システムリスク管理規程」、「セキュリティポリシー（情報資産保護の基本方針）」等を定め、システムの安全稼働やシステムに関する情報資産の保護・安全な利用に向け、管理態勢の強化に取り組んでおります。

○人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「人的リスク管理規程」を定め、人的リスクを把握・評価・コントロールし、健全な就労状況および職場環境を維持する態勢を構築しております。

○有形資産リスク（災害リスク）

有形資産リスクとは、自然災害や外部要因または役職員の過失による土地・建物・什器備品（オンライン機器を除く）等の有形資産の損傷等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「有形資産リスク管理規程」を定め、リスクの所在・規模・性質を的確に把握し、コントロール・削減等の適切な対応を行う態勢を整備しています。

○風評リスク

風評リスクとは、当行に対する報道、記事、噂などにより、当行の評判・信用が著しく低下し、当行の経営上重大な影響を及ぼす（顧客・利益・競争力を喪失する）又は経営危機につながる恐れのあるリスクをいいます。

当行では、「風評リスク管理規程」を定め、日頃から監視・収集すべき風評情報および担当部署を明確にし、当行の評判・信用低下の防止に努めております。

○法務リスク

法務リスクとは、業務の決定、執行、契約の締結等において、法律関係に不確実性、不備があることにより信用の毀損または損失を被るリスク、及びコンプライアンスの欠如や不徹底により信用の毀損または損失を被るリスクをいいます。

当行では、「法務リスク管理規程」を定め、法務リスクを的確に把握・評価し、重要な事項等について外部専門家の活用によりコントロール・削減する態勢を構築しております。

○その他のオペレーショナル・リスク

上記以外のリスクをいいます。例えば、業務の外部委託により、委託先で発生した事故やトラブル等が原因で損失を被る外部委託リスクなど。連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、所管部署との連携を図りながらリスクの適切な管理態勢の強化に努めております。

## ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行および連結子会社の自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。「基礎的手法」とは、1年間の粗利益に0.15を掛けた金額の、直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法です。

## 10. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第10条第3項第9号、第12条第3項第10号）

当行では、「市場リスクを的確に把握するとともに、経営戦略、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールの実施により、業務運営の健全性・適切性を確保し、安定的な収益の確保を目指す」という市場リスクの基本方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスクおよび運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、半期毎の運用枠を決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）により行っております。信頼水準99.9%、保有期間6ヶ月（120日）として計測し、毎月、取締役会に報告しております。

株式等の評価については、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

連結子会社の保有する株式は銀行単体比べて極めて少額であることから、連結ベースでの価格変動リスクの計量化は行っておりません。

VaR（バリュー・アット・リスク）とは、保有ポートフォリオが、市場の不利な変動により、一定確率のもとで、一定期間後に被る最大予想損失額をいいます。

## 11. 金利リスクに関する事項（第10条第3項第10号、第12条第3項第11号）

### イ リスク管理の方針及び手続きの概要

（リスク管理の方針）

銀行の運用・調達手段の多様化ならびにデリバティブなどの金融技術の発展に伴い、金利変動が銀行の収益におよぼす影響はますます大きくなっております。

当行は、このような直接収益に係わる金利リスクをはじめとする市場リスクを適切にコントロールし、安定的な収益を確保することを基本方針としております。

現在、当行では預金、貸出金、有価証券等のリスク量について、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）を活用しております。BPV（ベース・ポイント・バリュー）とは、金利水準が1ベースポイント（1BP=0.01%）変動したときに保有ポートフォリオに生じる時価変化額をいいます。リスクを計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）などを用いたリスク分析によって計量化し、期待するリターンや当行の経営体力に見合うようコントロールする態勢の整備に取り組んでおります。

金利リスクについては、銀行勘定の金利リスク（Interest Rate Risk in the Banking Book）規制に対応し、 $\Delta$ EVE（経済価値ベースの金利リスク量）を計測しております。

（手続きの概要）

当行では、市場リスクを適切にコントロールするため、ALM（Asset Liability Management）に関する常務会を定期的に開催し、資産・負債の総合管理態勢を整備するとともにリスク管理態勢の高度化を図っております。

毎月開催するALMに関する常務会において、経済や金融環境の予測を行い、資産・負債の量や利回り、期間などを分析し、各種リスクへの適切な対応策を協議した取組方針を取締役会へ報告するなど、最適な資産・負債構造の構築に努めております。なお、 $\Delta$ EVEについても毎月計測し、ALMに関する常務会に報告しております。また、ヘッジ等による金利リスクの削減は実施しておりません。

連結子会社においては、金利リスクを抑制することを基本方針としており、当行の管理部署により適切に管理しております。

### ロ 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクの算定手法の概要は以下の通りです。

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 3.227 年
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 10.000 年
- 流動性預金への満期の割当方法  
流動性預金への満期の割当については、コア預金内部モデルを使用しております。コア預金の対象は、当座預金、普通預金としております。内部モデルは、時系列モデルを採用しており、説明変数として市場金利を用いた多変量自己回帰モデルとなっております。コア預金を算出するために求められる安定性については、過去の追従率、及び過去の流出実績に基づく信頼区間99%の下方ストレスを掛けたものを採用しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済についての行動オプション性の考慮にあたっては、保守的な前提に基づく方法（早期解約率3%）を採用しております。定期預金の早期解約についての行動オプション性の考慮にあたっては、保守的な前提に基づく方法（早期解約率34%）を採用しております。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨毎、シナリオ毎にショックを与えて、損失が出る場合の最も大きな損失を $\Delta$ EVEとして採用し、 $\Delta$ EVEが正となる通貨のみを単純合算しております。
- スプレッドに関する前提  
金利リスクの算定にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドを考慮しておりません。リスクフリーレートに対し、IRRBBが指定した6シナリオの金利ショックを与えて $\Delta$ EVEを算出しております。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
上記のほか、内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提は該当ありません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
前事業年度末の開示対象でないため、該当ありません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
国内基準行における重要性テスト（自己資本の額の20%基準）を大きく下回っており、金利リスクには懸念のないものと認識しております。

## バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

### 自己資本の充実度に関する事項（第10条第4項第1号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額  
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	所要自己資本の額	
	2017年度	2018年度
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	8	8
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	25	18
9. 我が国の政府関係機関向け	118	139
10. 地方三公社向け	24	12
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	80	79
12. 法人等向け	7,062	7,347
13. 中小企業等及び個人向け	3,248	3,376
14. 抵当権付住宅ローン	469	452
15. 不動産取得等事業向け	3,007	3,176
16. 3月以上延滞等	15	5
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	135	154
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	1,033	984
（うち出資等のエクスポージャー）	1,033	984
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—
21. 上記以外	501	367
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	130	—
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	120	119
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	250	248
22. 証券化	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—
（うち非STC要件適用分）	—	—
23. 再証券化	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	280
（うちルック・スルー方式）	—	280
（うちマンデート方式）	—	0
（うち蓋然性方式250%）	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	21	14
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△78	—
合 計	15,674	16,418

(注) 1. 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。  
2. 2019年3月15日付「自己資本比率規制に関する告示の一部改正」により、2018年度より記載方法を変更しております。

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	2017年度	2018年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	—	—
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	14	21
5. N I F 又は R U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	9	—
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金金の保証)	55	53
(うち有価証券の保証)	2	2
(うち手形引受)	0	0
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
控除額(△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	5	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	0	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	1	0
カレント・エクスポージャー方式	1	0
派生商品取引	1	0
外為関連連取引	1	0
金利関連連取引	0	0
金関連連取引	—	—
株式関連連取引	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	0	0
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合計	86	76

CVAリスク、中央清算機関関連エクスポージャー

(単位：百万円)

C V A リ ス ク 中央清算機関関連エクスポージャー	所要自己資本の額	
	2017年度	2018年度
	1	1
	0	—

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	727	714
うち基礎的手法	727	714
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

ヘ 単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
単体総所要自己資本額(リスク・アセットの額の合計額に4%を乗じた額)	16,490	17,209

信用リスクに関する次に掲げる事項（第10条第4項第2号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する期末残高および3月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

（単位：百万円）

	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3月以上延滞 エクスポージャー	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国内計	765,679	764,468	486,319	497,309	166,009	158,010	88	69	453	285
国外計	5,806	6,417	—	—	5,800	6,413	—	—	—	—
地域別合計	771,485	770,886	486,319	497,309	171,809	164,423	88	69	453	285
製造業	52,847	56,850	37,739	39,132	9,939	12,018	—	—	102	80
農業、林業	1,859	1,671	1,827	1,671	—	—	—	—	—	—
漁業	134	109	104	89	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	606	911	606	898	—	—	—	—	—	—
建設業	51,707	53,272	49,876	51,237	1,403	1,602	—	—	34	20
電気・ガス・熱供給・水道業	12,190	11,942	8,755	8,933	2,435	2,104	—	—	—	—
情報通信業	2,865	3,254	1,869	1,837	502	901	—	—	—	—
運輸業、郵便業	29,412	26,668	20,996	20,594	7,530	5,215	—	—	—	—
卸売業、小売業	49,748	49,372	47,941	47,290	809	907	—	—	33	97
金融業、保険業	122,611	118,129	8,945	8,730	40,258	45,360	67	65	—	—
不動産業、物品賃貸業	127,930	136,534	115,893	122,321	2,322	2,267	—	—	212	18
各種サービス業	81,188	83,073	80,406	82,330	103	—	—	—	42	31
国・地方公共団体	127,692	114,214	19,001	17,090	106,504	94,045	—	—	—	—
個人	92,903	95,723	92,354	95,150	—	—	—	—	27	36
その他	17,787	19,158	—	—	—	—	21	4	—	—
業種別合計	771,485	770,886	486,319	497,309	171,809	164,423	88	69	453	285
1年以下	234,301	210,750	132,362	134,174	34,273	14,303	44	4	4	13
1年超3年以下	62,136	61,590	32,128	35,301	29,430	26,232	39	56	17	6
3年超5年以下	107,974	121,638	53,428	52,208	54,097	69,421	3	8	2	1
5年超7年以下	51,210	46,257	35,309	32,804	15,223	13,452	—	—	4	2
7年超10年以下	62,962	65,070	54,085	56,468	8,556	8,601	—	—	4	23
10年超	209,018	218,428	178,789	186,017	30,229	32,410	—	—	190	42
期間の定めのないもの	43,881	47,150	214	333	—	—	—	—	229	193
残存期間別合計	771,485	770,886	486,319	497,309	171,809	164,423	88	69	453	285

(注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。

2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	2017年度	785	884	785	884
	2018年度	884	834	884	834
個別貸倒引当金	2017年度	1,063	960	1,063	960
	2018年度	960	912	960	912
特定海外債権引当勘定	2017年度	—	—	—	—
	2018年度	—	—	—	—
合計	2017年度	1,849	1,844	1,849	1,844
	2018年度	1,844	1,747	1,844	1,747

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国内計	785	884	884	834	785	884	884	834
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	785	884	884	834	785	884	884	834
製造業	87	94	94	107	87	94	94	107
農業、林業	0	1	1	3	0	1	1	3
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	2	1	1	1	2
建設業	66	78	78	104	66	78	78	104
電気・ガス・熱供給・水道業	11	8	8	10	11	8	8	10
情報通信業	1	2	2	2	1	2	2	2
運輸業、郵便業	19	25	25	28	19	25	25	28
卸売業、小売業	265	274	274	83	265	274	274	83
金融業、保険業	8	10	10	13	8	10	10	13
不動産業、物品賃貸業	176	191	191	222	176	191	191	222
各種サービス業	78	100	100	135	78	100	100	135
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	68	95	95	120	68	95	95	120
その他の業種別合計	785	884	884	834	785	884	884	834

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国内計	1,063	960	960	912	1,063	960	960	912
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,063	960	960	912	1,063	960	960	912
製造業	258	209	209	205	258	209	209	205
農業、林業	9	100	100	0	9	100	100	0
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	201	165	165	170	201	165	165	170
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	—	—	—	0	—	—	—
運輸業、郵便業	9	5	5	5	9	5	5	5
卸売業、小売業	156	119	119	165	156	119	119	165
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	139	75	75	91	139	75	75	91
各種サービス業	236	242	242	240	236	242	242	240
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	30	22	22	16	30	22	22	16
その他の業種別合計	1,063	960	960	912	1,063	960	960	912

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却の額	
	2017年度	2018年度
製造業	195	291
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	147	181
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	4	—
運輸業、郵便業	—	2
卸売業、小売業	345	426
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	7	76
各種サービス業	99	128
国・地方公共団体	—	—
個人	7	48
その他の業種別合計	807	1,155

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額及び最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（旧自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャー額			
	2017年度		2018年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	233,132	—	211,291
10%	—	70,044	—	78,215
20%	6,965	15,114	11,715	13,701
35%	—	33,507	—	32,304
50%	29,618	1,360	28,987	1,085
75%	—	107,607	—	112,122
100%	4,741	269,584	5,139	276,408
150%	—	181	—	32
250%	—	31	—	166
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	41,325	730,563	45,843	725,328

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。

2. ソブリン並びに、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。

3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

### 信用リスク削減手法に関する事項（第10条第4項第3号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	2017年度	2018年度
現金及び自 行 預 金	9,890	9,775
適 格 債 券	—	—
適 格 投 資 信 託	—	—
適 格 金 融 資 産 担 保 合 計	9,890	9,775
適 格 クレジット・デリバティブ	2,176	2,215
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	2,176	2,215

### 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第10条第4項第4号）

#### イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

#### ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
グロス再構築コストの額の合計額	10	25

#### ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	2017年度	2018年度
派 生 商 品 取 引	58	59
外国為替関連取引および金関連取引	43	24
金利関連取引	15	34
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	10	10
合計	68	69

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

#### ニ グロスの再構築に掛ける合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	68	69
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	68	69
差 引	0	0

ホ 担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保の種類および金額  
該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	2017年度	2018年度
派 生 商 品 取 引	58	59
外国為替関連取引および金関連取引	43	24
金利関連取引	15	34
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	10	10
合 計	68	69

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクション購入		プロテクション提供	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	200	200
トータル・リターン・スワップ	—	—	—	—
合 計	—	—	200	200

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項 (第10条第4項第5号)

該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (第10条第4項第7号)

イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	29,038	—	27,525	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	4,833	—	1,304	—
合 計	33,872	33,872	28,829	28,829

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	
	2017年度	2018年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等	503	503
関 連 法 人 等	—	—
合 計	503	503

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
売 却 損 益 額	3,055	1,074
償 却 損 益 額	2	—

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は2017年度は8,035百万円、2018年度は4,224百万円  
であります。

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。



# 連結情報

## バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(第12条第4項第1号)

該当ありません。

自己資本の充実度に関する事項 (第12条第4項第2号)

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額  
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産 (オン・バランス) 項目

(単位: 百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	2017年度	2018年度
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	8	8
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	25	18
9. 我が国の政府関係機関向け	118	139
10. 地方三公社向け	24	12
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	80	80
12. 法人等向け	7,480	7,802
13. 中小企業等及び個人向け	3,247	3,375
14. 抵当権付住宅ローン	468	452
15. 不動産取得等事業向け	3,007	3,176
16. 3月以上上延滞等	15	5
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	135	154
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	1,015	965
(うち出資等のエクスポージャー)	1,015	965
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—
21. 上記以外	520	391
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	130	—
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	127	129
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	262	261
22. 証券化	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—
23. 再証券化	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	280
(うちルック・スルー方式)	—	280
(うちマーンデート方式)	—	0
(うち蓋然性方式 250%)	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	22	14
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△78	—
合 計	16,093	16,878

(注) 1. 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

2. 2019年3月15日付「自己資本比率規制に関する告示の一部改正」により、2018年度より記載方法を変更しております。

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	2017年度	2018年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	—	—
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	14	21
5. N I F 又は R U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	9	—
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金金の保証)	55	53
(うち有価証券の保証)	2	2
(うち手形引受)	0	0
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
控除額(△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	5	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供	—	—
11. 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	0	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	1	0
カレント・エクスポージャー方式	1	0
派生商品取引	1	0
外為関連取引	1	0
金利関連取引	0	0
金関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	0	0
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合計	86	76

CVAリスク、中央清算機関関連エクスポージャー

(単位：百万円)

C V A リ ス ク	所要自己資本の額	
	2017年度	2018年度
中央清算機関関連エクスポージャー	1	1
	0	—

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	766	752
うち基礎的手法	766	752
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

ヘ 連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
連結総所要自己資本額(リスク・アセットの額の合計額に4%を乗じた額)	16,947	17,708

信用リスクに関する次に掲げる事項（第12条第4項第3号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する期末残高および3月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

（単位：百万円）

	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3月以上延滞 エクスポージャー	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国内計	776,090	775,854	484,044	494,484	166,009	158,010	88	69	596	421
国外計	5,806	6,417	—	—	5,800	6,413	—	—	—	—
地域別合計	781,896	782,271	484,044	494,484	171,809	164,423	88	69	596	421
製造業	52,847	56,850	37,739	39,132	9,939	12,018	—	—	102	80
農業、林業	1,859	1,671	1,827	1,671	—	—	—	—	—	—
漁業	134	109	104	89	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	606	911	606	898	—	—	—	—	—	—
建設業	51,707	53,272	49,876	51,237	1,403	1,602	—	—	34	20
電気・ガス・熱供給・水道業	12,190	11,942	8,755	8,933	2,435	2,104	—	—	—	—
情報通信業	2,864	3,253	1,869	1,837	502	901	—	—	—	—
運輸業、郵便業	29,433	26,689	20,996	20,594	7,530	5,215	—	—	—	—
卸売業、小売業	49,748	49,372	47,941	47,290	809	907	—	—	33	97
金融業、保険業	122,640	118,152	8,945	8,730	40,258	45,360	67	65	—	—
不動産業、物品賃貸業	125,178	133,233	113,618	119,496	2,322	2,267	—	—	212	18
各種サービス業	81,179	83,064	80,406	82,330	103	—	—	—	42	31
国・地方公共団体	127,692	114,214	19,001	17,090	106,504	94,045	—	—	—	—
個人	92,903	95,723	92,354	95,150	—	—	—	—	60	75
その他の	30,910	33,811	—	—	—	—	21	4	110	96
業種別合計	781,896	782,271	484,044	494,484	171,809	164,423	88	69	596	421
1年以下	234,105	209,989	132,062	133,399	34,273	14,303	44	4	37	53
1年超3年以下	61,161	61,190	31,153	34,901	29,430	26,232	39	56	17	6
3年超5年以下	106,974	119,988	52,428	50,558	54,097	69,421	3	8	2	1
5年超7年以下	51,210	46,257	35,309	32,804	15,223	13,452	—	—	4	2
7年超10年以下	62,962	65,070	54,085	56,468	8,556	8,601	—	—	4	23
10年超	209,018	218,428	178,789	186,017	30,229	32,410	—	—	190	42
期間の定めのないもの	56,462	61,347	214	333	—	—	—	—	339	290
残存期間別合計	781,896	782,271	484,044	494,484	171,809	164,423	88	69	596	421

(注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。

2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	2017年度	835	932	835	932
	2018年度	932	882	932	882
個別貸倒引当金	2017年度	1,230	1,145	1,230	1,145
	2018年度	1,145	1,090	1,145	1,090
特定海外債権引当勘定	2017年度	—	—	—	—
	2018年度	—	—	—	—
合計	2017年度	2,065	2,078	2,065	2,078
	2018年度	2,078	1,973	2,078	1,973

## (一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国内計	835	932	932	882	835	932	932	882
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	835	932	932	882	835	932	932	882
製造業	87	94	94	107	87	94	94	107
農業、林業	0	1	1	3	0	1	1	3
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	2	1	1	1	2
建設業	66	78	78	104	66	78	78	104
電気・ガス・熱供給・水道業	11	8	8	10	11	8	8	10
情報通信業	1	2	2	2	1	2	2	2
運輸業、郵便業	19	25	25	28	19	25	25	28
卸売業、小売業	265	274	274	83	265	274	274	83
金融業、保険業	8	10	10	13	8	10	10	13
不動産業、物品賃貸業	174	189	189	219	174	189	189	219
各種サービス業	78	100	100	135	78	100	100	135
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	79	105	105	129	79	105	105	129
その他	41	40	40	42	41	40	40	42
業種別合計	835	932	932	882	835	932	932	882

## (個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国内計	1,230	1,145	1,145	1,090	1,230	1,145	1,145	1,090
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,230	1,145	1,145	1,090	1,230	1,145	1,145	1,090
製造業	258	209	209	205	258	209	209	205
農業、林業	9	100	100	—	9	100	100	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	201	165	165	170	201	165	165	170
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	—	—	—	0	—	—	—
運輸業、郵便業	9	5	5	5	9	5	5	5
卸売業、小売業	156	119	119	165	156	119	119	165
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	139	75	75	91	139	75	75	91
各種サービス業	236	242	242	240	236	242	242	240
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	108	76	76	78	108	76	76	78
その他	109	150	150	133	109	150	150	133
業種別合計	1,230	1,145	1,145	1,090	1,230	1,145	1,145	1,090

## ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却の額	
	2017年度	2018年度
製造業	195	291
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	147	181
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	4	—
運輸業、郵便業	—	2
卸売業、小売業	345	426
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	7	76
各種サービス業	99	128
国・地方公共団体	—	—
個人	7	48
その他	—	—
業種別合計	807	1,155

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額及び最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（旧自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	233,318	—	211,470
10%	—	70,044	—	78,215
20%	6,965	15,139	11,715	13,720
35%	—	33,494	—	32,293
50%	29,618	1,366	28,987	1,090
75%	—	107,593	—	112,096
100%	4,741	279,868	5,139	287,649
150%	—	196	—	41
250%	—	95	—	272
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	41,325	741,117	45,843	736,850

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。  
 2. ソブリン並びに、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。  
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第12条第4項第4号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	2017年度	2018年度
現金及び自己預金	9,890	9,775
適格債券	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	9,890	9,775
適格保証	2,176	2,215
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	2,176	2,215

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第12条第4項第5号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
グロス再構築コストの額の合計額	10	25

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	2017年度	2018年度
派 生 商 品 取 引	58	59
外国為替関連取引および金関連取引	43	24
金利関連取引	15	34
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	10	10
合計	68	69

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	68	69
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	68	69
差 引	0	0

ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	2017年度	2018年度
派 生 商 品 取 引	58	59
外国為替関連取引および金関連取引	43	24
金利関連取引	15	34
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	10	10
合 計	68	69

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクション購入		プロテクション提供	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	200	200
トータル・リターン・スワップ	—	—	—	—
合 計	—	—	200	200

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項 (第12条第4項第6号)

該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 (第12条第4項第8号)

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	2017年度		2018年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	29,111	—	27,587	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	4,342	—	813	—
合 計	33,453	33,453	28,400	28,400

子会社・関連会社株式の連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	
	2017年度	2018年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等	—	—
関 連 法 人 等	—	—
合 計	—	—

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
売 却 損 益 額	3,055	1,074
償 却 損 益 額	2	—

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額は2017年度は8,078百万円、2018年度は4,256百万円であります。

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー（第12条第4項第9号）

(2017年度)

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーは、該当ありません。

(2018年度)

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーは、該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー

(単位：百万円)

		2018年度 与信相当額
マ	ル	7,180
ン	ク	8
デ	・	—
ー	ス	—
ト	ル	—
方	—	—
方	方	—
式	式	—
(	(	—
2	2	—
5	5	—
0	0	—
%	%	—
)	)	—
フ	フ	—
ォ	ォ	—
ー	ー	—
ル	ル	—
バ	バ	—
ツ	ツ	—
ク	ク	—
方	方	—
式	式	—
(	(	—
1	1	—
2	2	—
5	5	—
0	0	—
%	%	—
)	)	—
合	計	7,189

(注) 1. 2019年3月15日付「自己資本比率規制に関する告示の一部改正」により、2018年度より記載方法を変更しております。

金利リスクに関する事項（第12条第4項第10号）

(2017年度)

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等が当行に対して僅少であるため算出しておりません。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ E V E		△ N I I	
		2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
1	上	32			
2	下	1,226			
3	ス	16			
4	フ	0			
5	短	5			
6	短	649			
7	最	1,226			
		ホ		へ	
		2018年度		2017年度	
8	自	34,271			
	己				
	資				
	本				
	の				
	額				

(注) 1. 2019年2月18日付「金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針等の一部改正について」により2018年度より記載を行っております。